

## 7、職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況 (H26.4.1～H27.3.31)

区 分	受診者数
定期健康診断	118人
人間ドック	73人

(2) 福利厚生状況

事業団体	福 祉 事 業 内 容
市町村職員共済組合	保健事業、貯金事業、貸付事業、物資事業
市町村職員互助会	給付事業、厚生事業、助成事業、互助年金事業、貸付事業、積立年金事業

互助会会員数 (平成26年4月現在)

事業団体	会員数	掛金・補助金率
市町村職員互助会	173人	給料月額×3/1000×12月
徳島県教職員互助会	5人	上限3,000円×12月 (掛金のみ)

公費支出状況

年度	負担額	会員一人当たり
平成26年度決算	2,069千円	11,960円

(3) 公務災害・通勤災害の認定件数 (平成26年度)

区 分	件数
公務災害	1件
通勤災害	0件

※公務災害補償制度の概要 地方公務員が公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。補償の実施は、「地方公務員災害補償基金」が行います。

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (平成26年度)

該当なし

(5) 不利益処分に関する不服申立の状況 (平成26年度)

該当なし

# 国民年金だより



**「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」発行されます**  
**年末調整・確定申告まで大切に保管してください。**

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、平成27年10月1日から、12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上申告してください。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎77-3613 由岐支所 ☎78-1111

